

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する開示事項 (第10条第2項、第12条第2項)

「自己資本比率」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

■連結自己資本比率

(単位：百万円・%)

項目	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	97,447		98,391	
うち、資本金及び資本剰余金の額	29,389		29,389	
うち、利益剰余金の額	69,716		70,654	
うち、自己株式の額(△)	1,072		1,066	
うち、社外流出予定額(△)	586		586	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 778		△ 1,151	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 778		△ 1,151	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	199		240	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,572		7,056	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,572		7,056	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,912		2,424	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	105,352		106,962	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	847	211	824	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	847	211	824	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
退職給付に係る資産の額	—	—	—	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	847		824	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	104,505		106,137	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,243,288		1,270,165	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	211		—	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	211		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	63,738		56,866	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,307,026		1,327,032	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.99		7.99	

自己資本の充実の状況

■単体自己資本比率

(単位：百万円・%)

項目	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	100,626		101,476	
うち、資本金及び資本剰余金の額	27,436		27,436	
うち、利益剰余金の額	74,848		75,691	
うち、自己株式の額(△)	1,072		1,066	
うち、社外流出予定額(△)	586		586	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	199		240	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,048		5,555	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,048		5,555	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,912		2,424	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	107,787		109,697	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	827	206	803	
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	827	206	803	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	
適格引当金不足額	—	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	
前払年金費用の額	—	—	—	
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	827		803	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	106,959		108,893	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,236,896		1,262,079	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	206		—	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	206		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	67,454		60,512	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,304,351		1,322,592	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.20		8.23	

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

■その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(第12条第4項第1号)

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

(第10条第4項第1号、第12条第4項第2号)

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

資産（オン・バランス）項目

(単位：百万円)

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
		所要自己資本 の額 (単体)	所要自己資本 の額 (連結)	所要自己資本 の額 (単体)	所要自己資本 の額 (連結)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	29	29	20	20
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	338	338	465	465
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~100	260	261	501	502
12. 法人等向け	20~100	20,730	20,922	20,979	21,247
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	14,652	14,652	14,751	14,751
14. 抵当権付住宅ローン	35	374	374	356	356
15. 不動産取得等事業向け	100	8,160	8,160	8,683	8,683
16. 三月以上延滞等	50~150	68	68	104	104
17. 取立未済手形	20	1	1	2	2
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	157	157	154	154
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100~1,250	998	721	927	646
21. 上記以外	100~250	3,170	3,509	2,287	2,624
22. 証券化（オリジネーターの場合）	20~1,250	—	—	—	—
（うち再証券化）	40~1,250	—	—	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1,250	—	—	—	—
（うち再証券化）	40~1,250	—	—	—	—
24. 証券化	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—
25. 再証券化	—	—	—	—	—
26. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—
27. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	747	747
28. 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	—	8	8	—	—
29. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—
合 計	—	48,951	49,207	49,982	50,306

※ 所要自己資本の額は、資産（オン・バランス）項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準（4%）を乗じて算出してあります。

自己資本の充実の状況

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛目 (%)	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
		所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)	所要自己資本の額 (単体)	所要自己資本の額 (連結)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	16	16	19	19
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	1	1	1	1
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50 50	158 —	158 —	125 —	125 —
5. N I F又はR U F	50 (75)	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	75	75	101	101
7. 内部格付手法におけるコミットメント	(75)	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	175	175	155	155
(うち借入金の保証)	100	175	175	155	155
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—				
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—	—	—	—
控除額 (△)	—				
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—	—	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	38	38	38	38
カレントエクスポージャー方式	—	38	38	38	38
派生商品取引	—	38	38	38	38
外為関連取引	—	20	20	22	22
金利関連取引	—	18	18	16	16
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
標準方式	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	465	465	442	442

※ 所要自己資本の額は、オフ・バランス項目の信用リスク・アセット額に国内基準適用行の最低基準 (4%) を乗じて算出しております。

自己資本の充実の状況

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額等
当行では内部格付手法を採用しておりません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

2018年度中間期末

当行では内部格付手法を採用しておりません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

2019年度中間期末

(単位：百万円)

ルック・スルー方式	39,411
マンドート方式	—
蓋然性方式（リスク・ウェイト：250%）	—
蓋然性方式（リスク・ウェイト：400%）	—
フォールバック方式	—
合計	39,411

※ 2019年3月末より、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを当該項目に区分し、所要自己資本の額を算出しております。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額等

当行では自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行（連結グループ）が使用する次に掲げる手法ごとの額

(単位：百万円)

	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	単体	連結	単体	連結
基礎的指標手法	2,698	2,549	2,420	2,274

※ 所要自己資本の額は、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額に、国内基準適用行の最低基準である4%を乗じて算出しております。

ヘ 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	単体	連結	単体	連結
総所要自己資本額	52,174	52,281	52,903	53,081
資産（オン・バランス）項目	48,951	49,207	49,982	50,306
オフ・バランス項目	465	465	442	442
オペレーショナル・リスク相当額	2,698	2,549	2,420	2,274
CVAリスク相当額	57	57	58	58
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する次に掲げる事項

(第10条第4項第2号、第12条第4項第3号)

- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
 ハ 三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(単位：百万円)

業種名称	2018年度中間期末			2019年度中間期末		
	エクスポージャーの中間期末残高	うち貸出金	3か月以上延滞エクスポージャー	エクスポージャーの中間期末残高	うち貸出金	3か月以上延滞エクスポージャー
国内計	2,347,473	1,652,211	4,903	2,429,078	1,760,968	6,778
国外計	31,681	—	—	21,845	—	—
地域別合計	2,379,154	1,652,211	4,903	2,450,923	1,760,968	6,778
製造業	195,795	125,622	155	189,248	118,553	1,125
農業、林業	3,826	3,778	68	3,870	3,720	44
漁業	4,121	3,640	16	3,771	3,300	—
鉱業、採石業、砂利採取業	5,444	5,444	335	5,253	5,253	335
建設業	80,144	76,210	1,260	80,444	74,881	1,293
電気・ガス・熱供給・水道業	31,088	28,648	—	31,331	28,796	—
情報通信業	10,245	9,018	—	10,427	8,768	—
運輸業、郵便業	55,655	52,777	31	64,989	60,913	—
卸売業、小売業	195,474	189,433	1,199	194,890	185,639	1,318
金融業、保険業	128,723	41,756	—	156,302	70,013	—
不動産業、物品賃貸業	258,950	254,150	77	274,471	269,106	177
各種サービス業	227,634	202,975	970	234,111	207,906	1,599
国・地方公共団体	538,917	268,755	—	623,959	330,401	—
個人	381,692	381,692	786	385,691	385,691	883
その他	261,439	8,308	—	192,160	8,020	—
業種別計	2,379,154	1,652,211	4,903	2,450,923	1,760,968	6,778

(単位：百万円)

残存期間区分	2018年度中間期末	2019年度中間期末
	エクスポージャーの中間期末残高	エクスポージャーの中間期末残高
1年以下	482,874	588,922
1年超3年以下	231,410	208,799
3年超5年以下	233,580	305,761
5年超7年以下	176,394	131,300
7年超10年以下	167,458	171,082
10年超50年以下	785,514	811,180
期間の定めのないもの	301,921	233,878
残存期間別合計	2,379,154	2,450,923

(単位：百万円)

	2018年度中間期末	2019年度中間期末
信用リスクに関するエクスポージャー	2,379,154	2,450,923

※ 信用リスクに関するエクスポージャーについて、地域別に区分しておりません。

自己資本の充実の状況

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中の増減額

2018年度中間期

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	3,506	4,048	3,506	4,048
	(連結)	5,166	5,572	5,166	5,572
個別貸倒引当金	(単体)	7,350	1,332	541	8,140
	(連結)	7,809	929		8,738
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	10,856	5,380	4,048	12,188
	(連結)	12,976	6,501	5,166	14,311

※ 期中増減額欄の定義

一般貸倒引当金…洗い替え方式により前期残が減少額、期中残が増加額

個別貸倒引当金…(単体) 増加額は、期中の繰入額を記入、減少額は、期中の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入(除く振替分)

(連結) 期中実質繰入額(増減の純額)を期中増加額あるいは期中減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	3,506	4,048	3,506	4,048
国外計	—	—	—	—
地域別計	3,506	4,048	3,506	4,048

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	7,350	1,332	541	8,140
国外計	—	—	—	—
地域別計	7,350	1,332	541	8,140
製造業	1,016	127	70	1,073
農業、林業	72	—	2	70
漁業	16	—	—	16
鉱業、採石業、砂利採取業	28	301	0	329
建設業	445	33	38	439
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	3	—	1	2
運輸業、郵便業	61	90	14	138
卸売業、小売業	3,742	403	130	4,015
金融業、保険業	0	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	160	0	20	140
各種サービス業	1,652	375	261	1,765
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	139	0	1	137
その他	9	—	0	9
業種別計	7,350	1,332	541	8,140

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

自己資本の充実の状況

2019年度中間期

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	(単体)	5,623	5,555	5,623	5,555
	(連結)	7,206	7,056	7,206	7,056
個別貸倒引当金	(単体)	7,970	1,675	1,405	8,240
	(連結)	8,563	287		8,850
特定海外債権引当勘定	(単体)				
	(連結)				
合計	(単体)	13,593	7,231	7,028	13,796
	(連結)	15,770	7,343	7,206	15,907

※ 期中増減額欄の定義
 一般貸倒引当金…洗い替え方式により前期残が減少額、期中残が増加額
 個別貸倒引当金…(単体) 増加額は、期中の繰入額を記入、減少額は、期中の目的取崩額と目的外取崩額の合計を記入(除く振替分)
 (連結) 期中実質繰入額(増減の純額)を期中増加額あるいは期中減少額の欄に記載しております。

(一般貸倒引当金の地域別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	5,623	5,555	5,623	5,555
国外計	—	—	—	—
地域別計	5,623	5,555	5,623	5,555

※ 一般貸倒引当金について、業種別の区分ごとの算定を行っておりません。
 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
国内計	7,970	1,675	1,405	8,240
国外計	—	—	—	—
地域別計	7,970	1,675	1,405	8,240
製造業	1,972	185	901	1,256
農業、林業	47	1	0	49
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	329	0	—	329
建設業	208	166	23	351
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	16	4	0	21
運輸業、郵便業	44	86	0	130
卸売業、小売業	3,247	963	185	4,025
金融業、保険業	0	—	0	0
不動産業、物品賃貸業	189	4	15	178
各種サービス業	1,767	253	278	1,742
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	137	0	0	137
その他	9	9	—	18
業種別計	7,970	1,675	1,405	8,240

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

自己資本の充実の状況

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	2018年度中間期	2019年度中間期
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
各種サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人	—	—
その他	—	—
業種別計	—	—

※ 連結と単体の差異は僅少であり、また連結ベースでの区分ごとの分類を行っていないため単体の数値を記載しております。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（旧自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項）の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	2018年度中間期末	2019年度中間期末
0%	761,693	757,595
10%	131,416	160,334
20%	32,771	62,996
35%	26,746	25,440
50%	134	213
75%	488,425	491,708
100%	826,858	840,771
150%	996	1,578
350%	—	—
1,250%	—	—
合計	2,269,043	2,340,639

※ 上記のエクスポージャーの額は、格付によるリスク・ウェイトの変動を信用リスク削減手法の効果とみなして織り込んでおります。連結と単体の差異が僅少であるため、単体の数値を記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(第10条第4項第3号、第12条第4項第4号)

信用リスク削減手法は包括的手法を採用しており、適格金融資産として自行預金と適格債券がございます。適格保証としては、地方公共団体保証等がございます。但し、金額についてはそれぞれを区分して開示することが困難でございます。

自己資本の充実の状況

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(第10条第4項第4号、第12条第4項第5号)

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は2018年度中間期末523,745千円、2019年度中間期末466,387千円です。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンとした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	2018年度中間期末	2019年度中間期末
派生商品取引	1,960	2,080
外国為替関連取引及び金関連取引	1,220	1,278
金利関連取引	739	802
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,960	2,080

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

グロス再構築コストの合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額はゼロになります。

ホ 担保の種類別の額

派生商品取引については、担保による信用リスク削減を行っておりません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類及び取引の区分	与信相当額	
	2018年度中間期末	2019年度中間期末
派生商品取引	1,960	2,080
外国為替関連取引及び金関連取引	1,220	1,278
金利関連取引	739	802
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	1,960	2,080

※ 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行はクレジット・デリバティブの取扱いはありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行はクレジット・デリバティブの取扱いはありません。

自己資本の充実の状況

■証券化エクスポージャーに関する事項

(第10条第4項第5号、第12条第4項第6号)

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、期中の証券化取引に係るものに限る。）
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び期中の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、期中の証券化取引に係るものに限る。）
当行では期中の証券化実績はございません。
- (3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
- (4) 期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
当行では期中証券化取引を行っておりません。
- (5) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (7) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（旧自己資本比率告示第二百四十七条第一項）の規定及び連結自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（旧連結自己資本比率告示第二百四十七条第一項）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (11) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行では再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（旧自己資本比率告示第二百四十七条第一項）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
当行が投資家として保有する再証券化エクスポージャーはございません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - 資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額
当行は資産譲渡型証券化取引の取扱いはございません。
 - 合成型証券化取引に係る原資産の額
当行は合成型証券化取引の取扱いはございません。
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
当行では証券化を目的として保有している資産はございません。
- (3) 期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（期中に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
当行では期中証券化取引を行っておりません。
- (4) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。

自己資本の充実の状況

- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
オリジネーターとして保有する証券化取引はございません。
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
当行では証券化取引の実績はございません。
- (9) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定及び連結自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額（旧自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定及び連結自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。

二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
当行が投資家として保有する証券化エクスポージャーはございません。
- (4) 自己資本比率告示第三百二条の二第二項の規定において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額（旧自己資本比率告示第三百二条の五第二項において読み替えて準用する自己資本比率告示第二百四十七条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
当行では証券化エクスポージャーは保有しておりません。

■マーケット・リスクに関する事項

（第10条第4項第6号、第12条第4項第7号）

当行では内部モデル方式を採用しておりません。

■出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

（第10条第4項第7号、第12条第4項第8号）

イ 中間（連結）貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間（連結）貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	中間（連結）貸借対照表計上額	時価	中間（連結）貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	43,247		25,196	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間（連結）貸借対照表計上額	1,473		1,462	
合計	44,721	44,721	26,659	26,659

※ 自己株式を除く株式について計上しており、ファンドは含まれておりません。子会社・関連会社株式は含まれております。

子会社・関連会社株式の中間（連結）貸借対照表計上額等

（単位：百万円）

	2018年度中間期末		2019年度中間期末	
	中間（連結）貸借対照表計上額		中間（連結）貸借対照表計上額	
子会社・子法人等	—		—	
関連法人等	—		—	
合計	—		—	

自己資本の充実の状況

□ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年度中間期	2019年度中間期
売却損益額	4,793	0
償却額	—	—

ハ 中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ、中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

中間（連結）貸借対照表で認識され、かつ、中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額は2018年度中間期末27,130百万円、2019年度中間期末10,858百万円です。

※ ファンドは含まれておりません。

ニ 中間（連結）貸借対照表及び中間（連結）損益計算書で認識されない評価損益の額

連結、単体とも該当ありません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー額

(第10条第4項第8号、第12条第4項第9号)

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー額

2018年度中間期末

当行では内部格付手法を採用しておりません。

リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー額

2019年度中間期末

(単位：百万円)

ルック・スルー方式	39,411
マンドート方式	—
蓋然性方式（リスク・ウェイト：250%）	—
蓋然性方式（リスク・ウェイト：400%）	—
フォールバック方式	—
合計	39,411

※ 2019年3月15日の金融庁告示の改正に伴い、2018年度はリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーを当該項目に区分して算出しております。

自己資本の充実の状況

■金利リスクに関する事項

(第10条第4項第9号、第12条第4項第10号)

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	2018年度中間期末
金利ショックに対する経済価値の増減額 VaR 信頼区間99%：保有期間60日（外貨：20日）：観測期間5年（外貨：1年）	7,011

単体

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2019年度中間期末	2018年度中間期末	2019年度中間期末	2018年度中間期末
1	上方パラレルシフト	2,610			
2	下方パラレルシフト	13,577			
3	スティープ化	260			
4	フラット化	10,589			
5	短期金利上昇	2,753			
6	短期金利低下	0			
7	最大値	13,577			
		ホ		ヘ	
		2019年度中間期末		2018年度中間期末	
8	自己資本の額	108,893			

※ 連結と単体の差異は僅少である為、単体の数値を記載しております。

※ コア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金）について内部モデルを使用し、金利リスクの計測を行っております。

※ 「金利リスクに関する事項」については、2019年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当中間期末分のみを開示しています。